【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月12日
【四半期会計期間】	第52期第３四半期（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）
【会社名】	東日本ガス株式会社
【英訳名】	HIGASHINIHON GAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　飯島　徹
【本店の所在の場所】	千葉県我孫子市下ケ戸608番地－１（登記上の所在地） ［本社事務所］茨城県取手市井野32番地
【電話番号】	0297（72）3165（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼経理部管掌　　石塚　憲一
【最寄りの連絡場所】	茨城県取手市井野32番地
【電話番号】	0297（72）3165（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼経理部管掌　　石塚　憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期 第３四半期 累計期間	第52期 第３四半期 累計期間	第51期
会計期間	自平成24年 ４月１日 至平成24年 12月31日	自平成25年 ４月１日 至平成25年 12月31日	自平成24年 ４月１日 至平成25年 ３月31日
売上高（千円）	7,706,408	7,959,838	11,204,576
経常損益（千円）	△270,114	71,592	161,557
四半期（当期）純損益（千円）	△184,084	44,439	120,320
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	―	―	―
資本金（千円）	600,000	600,000	600,000
発行済株式総数（千株）	7,586	7,586	7,586
純資産額（千円）	6,236,253	6,533,880	6,541,326
総資産額（千円）	11,703,074	11,254,764	11,822,685
１株当たり四半期（当期）純損益金額（円）	△24.33	5.87	15.90
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	―	―	―
１株当たり配当額（円）	3.5	3.5	7
自己資本比率（%）	53.3	58.1	55.3

回次	第51期 第３四半期 会計期間	第52期 第３四半期 会計期間
会計期間	自平成24年 10月１日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月１日 至平成25年 12月31日
１株当たり四半期純損益金額（円）	△9.25	3.15

（注）１．売上高には、営業雑収益及び附帯事業収益を含めております。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、対象会社がないため記載しておりません。
４．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第３四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年12月20日開催の取締役会において、日本瓦斯株式会社（以下「日本瓦斯」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

（１）本株式交換の目的

本株式交換の目的は、都市ガス事業を含めた我が国のエネルギー事業の来るべき大競争時代を勝ち抜くため、資本提携等を含めた事業再編における存在感を高めるべく、本株式交換を行い、日本瓦斯グループとしての一体感を高めるとともに、事業推進体制の迅速化を行うことです。

都市ガス事業は、ガス事業法に基づく許可を受けた一般ガス事業者が許可された供給区域内の利用者に対し導管によりガスを供給する事業であり、導管等に係る設備投資コストが大きく、規模の経済性が働くことを主な要因として自然独占性を有しているため、ガス事業者にはその供給区域での独占供給が認められております。また独占に伴う弊害から利用者を保護するため、料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることとされ（同法第17条）、この料金については、将来の都市ガスの供給を行うために生じる費用等の総原価に基づいて設定される総括原価方式が採用されており、赤字が発生しにくい制度が保たれております。

しかしながら、都市ガス事業を含めた我が国のエネルギー事業は、東日本大震災及びその後に生じた電力需給のひっ迫を契機に大きく変化しつつあります。すなわち、平成25年11月13日成立の改正電気事業法は、電気事業法に基づき地域の電力会社に地域独占が認められてきた電力の家庭向け小売事業に関して、平成28年を目処に自由化することとし、提供する事業者、料金体系及び電力と同時に提供されるサービスを自由化します。この改正によって、既存の電力事業者のみならず異業種の事業者を含めた大競争時代が到来することが予想されています。

又、都市ガス事業に関しても、平成25年11月12日より、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において、「消費者が選べる状況を作り出すこと」を目的とした規制緩和についての議論が開始されており、その中では、同一事業者による電力及びガスの販売やガス市場における競争原理の徹底などの必要性が議論され始めております。

このような来るべきエネルギー事業の大競争時代が到来し、都市ガス事業の規制緩和が進めば、日本瓦斯グループのオーストラリア・北米における経験から、きわめて短期間の間に市場における淘汰が進み、十分な準備と規制緩和後において迅速な意思決定を行うことなしには、生き残ることは困難であると認識しております。

本株式交換により、当社を含めた日本瓦斯グループは、より一層連携を強化し、より迅速な意思決定をなし得ることとなり、又、エネルギー業界における存在感を高め、今後の提携を含めた様々な戦略を容易にすることができるものと考えております。

その他、仕入れ体制等の見直しや物流システム等の経営資源の有効活用等によるグループ経営の効率化とそれによる品質・価格競争力の向上を図ることも可能となります。

なお、本株式交換によって当社は上場廃止となる予定ですが、そのことによって短期的な業績変動に捉われることなく、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となり、又、親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除するとともに、上場廃止により削減される上場維持管理コストや人的リソースを、今後の事業展開において効果的に再配分することも可能となります。

（２）本株式交換の要旨

①本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成25年12月20日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	平成25年12月20日（金）
臨時株主総会基準日公告日（当社）	平成25年12月24日（火）
臨時株主総会基準日（当社）	平成26年１月８日（水）
臨時株主総会決議日（当社）	平成26年２月13日（木）（予定）
整理銘柄指定日（当社）	平成26年２月14日（金）（予定）
最終売買日（当社）	平成26年３月３日（月）（予定）
上場廃止日（当社）	平成26年３月４日（火）（予定）
本効力発生日	平成26年３月７日（金）（予定）

②本株式交換の方法

日本瓦斯を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、平成26年３月７日を効力発生日として、日本瓦斯においては、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けず行う予定です。当社においては、平成26年２月13日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、行う予定です。

③本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本瓦斯株式会社 （株式交換完全親会社）	東日本ガス株式会社 （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	0.34

（注１）株式の割当比率

当社の普通株式１株に対して、日本瓦斯の普通株式0.34株を割当て交付します。但し、日本瓦斯が保有する当社の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

（注２）本株式交換により交付する日本瓦斯の株数

本株式交換により交付される日本瓦斯の普通株式の数：902,612株（予定）

交付する日本瓦斯の普通株式には、全て日本瓦斯が保有する自己株式（平成25年９月30日時点8,969,423株）を充当する予定であり、本株式交換に際して、日本瓦斯が新たに株式を発行する予定はありません。

なお、日本瓦斯は、本株式交換により日本瓦斯が当社の発行済株式（日本瓦斯が保有する当社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（但し、当社を除きます。）に対し、上記表の割当比率に基づいて交付することを予定しております。

又、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて当社が取得する株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しています。本株式交換によって割当て交付する株式数については今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日本瓦斯の単元未満株式（100株未満）を保有することとなる株主の皆様につきましては、日本瓦斯の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所において売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が日本瓦斯に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第194条第１項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が日本瓦斯に対し、保有されている単元未満株式と併せて１単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、日本瓦斯の株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する日本瓦斯株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

（注５）本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社又は日本瓦斯の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、当社及び日本瓦斯は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

④本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

（３）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の検討にあたり、当社及び日本瓦斯はそれぞれ別個に、独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は東京共同会計事務所（以下「東京共同会計」といいます。）を、日本瓦斯はＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下、「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、それぞれ、本株式交換比率に関する第三者算定機関として選定いたしました。

東京共同会計は、当社及び日本瓦斯のいずれについても、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法（平成25年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所における同日までの直近１ヶ月間及び３ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。

日本瓦斯株式の１株あたりの株式価値を１とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.30～0.32
ＤＣＦ法	0.13～0.39

ＤＣＦ法による算定の前提とした利益計画に関しまして、当社については、ＬＰガスのお客様件数の増加に伴うガス販売量の増加及びＬＰガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるため、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございますが、日本瓦斯については大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。又、当社及び日本瓦斯のいずれについても、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東京共同会計は、交換比率の算定に際して、当社及び日本瓦斯から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。又、当社及び日本瓦斯の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、当社及び日本瓦斯のいずれについても、東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法（平成25年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所における同日までの直近１ヶ月間及び３ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎としております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

日本瓦斯株式の１株あたりの株式価値を１とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.30～0.32
ＤＣＦ法	0.24～0.41

ＤＣＦ法による算定の前提とした利益計画に関しまして、当社については、ＬＰガスのお客様件数の増加に伴うガス販売量の増加及びＬＰガス料金改定に伴う利益の増加並びに労務費、減価償却費の減少を見込んでいるため、大幅な増減益を見込んでいる事業年度がございますが、日本瓦斯については大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。又、当社及び日本瓦斯のいずれについても、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、当社及び日本瓦斯から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でＳＭＢＣ日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。又、当社及び日本瓦斯並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社及び日本瓦斯の財務見通しについては、当社及び日本瓦斯により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年12月19日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

②算定の経緯

当社は、東京共同会計から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、当社及び日本瓦斯の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ日本瓦斯と真摯に交渉・協議を行いました。

その結果、当社は、それぞれが委託した算定機関による株式交換比率の算定結果、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案し、当社及び日本瓦斯と利害関係を有しない鳥飼総合法律事務所による法的助言並びに当社及び日本瓦斯から独立した第三者委員会（今村誠氏（三宅坂総合法律事務所　弁護士）、石原幹郎氏（公認会計士　石原幹郎事務所　公認会計士・税理士）及び榎本栄一氏（有限会社榎本新聞舗代表取締役　当社社外取締役））の本株式交換に係る決定が少数株主にとって不利益なものではないとの答申書を踏まえ、上記（２）③記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年12月20日に開催された当社及び日本瓦斯の取締役会にて、本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率にかかる日本瓦斯との交渉、本株式交換にかかる取締役会の審議・議決には、当社取締役及び監査役のうち、日本瓦斯の役員又は従業員である者及び日本瓦斯の役員又は従業員の地位喪失後３年以内の者は、利益相反のおそれがあることを考慮し、参加しておりません。

③算定機関との関係

東京共同会計及びＳＭＢＣ日興証券はいずれも、当社及び日本瓦斯から独立した算定機関であり、当社及び日本瓦斯の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（４）株式交換完全親会社となる会社の概要

会社の商号	日本瓦斯株式会社
本店の所在地	東京都中央区八丁堀二丁目10番７号
代表者の氏名	代表取締役社長　和田　眞治
資本金の額	7,070百万円
事業の内容	ＬＰガス事業、都市ガス事業

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第３四半期累計期間の売上高は、都市ガスの原料費調整制度による調整単価が高く推移したことと、ＬＰガス事業の積極的な新規需要の開発によるＬＰガス販売量の増加によりガスの売上高が増加したことにより、7,959,838千円（前年同期比3.3%増）となりました。

一方、利益面につきましては、ＬＰガスの増販効果と経費節減に努めました結果、営業利益は72,284千円（前年同期は営業損失257,146千円）、経常利益は71,592千円（前年同期は経常損失270,114千円）、四半期純利益は44,439千円（前年同期は四半期純損失184,084千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

〔都市ガス事業〕

当第３四半期末のお客さま件数は、前年同期末に比べ1,858戸増の87,590戸となりました。ガス販売量は、この夏の記録的な猛暑により気温・水温が前年に比べ高く推移したことから、前年同期に比べ1.8%減少の31,279千m3となりました。

ガス売上高につきましては、原料費調整制度による調整単価が前年に比べ高く推移したことにより、前年同期に比べ3.1%増加の4,932,415千円となりました。

工事・器具売上高につきましては、積極的な営業活動を行い、前年同期に比べ3.5%増加の1,394,512千円となりました。

この結果、都市ガス事業の売上高は、前年同期に比べ3.2%増加の6,326,927千円となり、セグメント利益は前年同期に比べ68.3%増加の462,988千円となりました。

〔ＬＰガス事業〕

当第３四半期末のＬＰガスのお客さま件数は、前年同期末に比べ2,427戸増の16,466戸となり、ガス販売量は前年同期に比べ6.4%増加の4,918ｔとなりました。

ガス売上高につきましては、前年同期に比べ16.8%増加の836,692千円となりました。

工事・器具売上高につきましては、機器販売が落ち込んだこと等により前年同期に比べ7.5%減少の796,218千円となりました。

この結果、ＬＰガス事業の売上高は、前年同期に比べ3.5%増加の1,632,910千円となり、セグメント損失85,340千円（前年同期はセグメント損失208,201千円）となりました。

なお、当社の業績は、季節的変動が著しいガス事業のウェイトが高いため、その性質上ガスの需要期にあたる冬期（下期）に売上高が偏る傾向があります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成25年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成26年２月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,586,000	7,586,000	東京証券取引所（市場第二部）	単元株式数100株
計	7,586,000	7,586,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年10月１日～平成25年12月31日	―	7,586,000	―	600,000	―	203,838

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 19,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,565,700	75,657	―
単元未満株式	普通株式 1,200	―	一単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	7,586,000	―	―
総株主の議決権	―	75,657	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

②【自己株式等】

平成25年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有者株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
東日本ガス株式会社	千葉県我孫子市 下ヶ戸608番地-1	19,100	―	19,100	0.25
計	―	19,100	―	19,100	0.25

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）及び「ガス事業会計規則」（昭和29年通商産業省令第15号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、協立監査法人による四半期レビューを受けております。

３．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

（1）【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
製造設備	318,254	335,410
供給設備	8,422,035	7,772,356
業務設備	753,096	726,599
附帯事業設備	180,128	171,908
建設仮勘定	1,522	1,522
有形固定資産合計	9,675,036	9,007,797
無形固定資産		
のれん	945	―
借地権	6,900	6,900
その他無形固定資産	33,175	24,444
無形固定資産合計	41,020	31,344
投資その他の資産		
投資有価証券	8,170	9,765
社内長期貸付金	32,139	28,941
長期前払費用	54,528	21,317
繰延税金資産	149,359	151,969
その他投資	118,352	116,571
投資その他の資産合計	362,550	328,566
固定資産合計	10,078,607	9,367,708
流動資産		
現金及び預金	844,927	732,981
受取手形	1,151	33,689
売掛金	303,130	444,580
関係会社売掛金	7,232	8,455
未収入金	127,739	119,788
製品	182,610	257,897
原料	2,716	5,537
貯蔵品	28,267	33,186
前払費用	14,002	25,427
関係会社短期債権	110	114
繰延税金資産	44,955	18,701
その他流動資産	5,182	6,991
附帯事業流動資産	187,531	206,673
貸倒引当金	△5,480	△6,970
流動資産合計	1,744,078	1,887,056
資産合計	11,822,685	11,254,764

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年３月31日）	当第３四半期会計期間 （平成25年12月31日）
負債の部		
固定負債		
長期借入金	1,287,400	951,400
退職給付引当金	277,139	276,372
役員退職慰労引当金	127,236	104,485
ガスホルダー修繕引当金	108,311	135,322
その他固定負債	97,528	84,218
固定負債合計	1,897,614	1,551,798
流動負債		
1年以内に期限到来の固定負債	587,480	496,883
買掛金	391,221	521,687
短期借入金	400,000	600,000
未払金	269,735	129,207
未払費用	31,191	23,549
未払法人税等	119,019	10,772
前受金	6,264	10,947
預り金	55,663	111,056
関係会社支払手形	839,198	669,775
関係会社買掛金	62,151	105,014
関係会社短期借入金	―	90,000
関係会社未払金	315,454	124,242
賞与引当金	80,824	27,205
その他流動負債	6,821	2,984
附帯事業流動負債	218,719	245,760
流動負債合計	3,383,744	3,169,085
負債合計	5,281,359	4,720,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
資本剰余金	203,838	203,838
利益剰余金	5,745,085	5,736,556
自己株式	△9,108	△9,130
株主資本合計	6,539,814	6,531,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,511	2,616
評価・換算差額等合計	1,511	2,616
純資産合計	6,541,326	6,533,880
負債純資産合計	11,822,685	11,254,764

（２）【四半期損益計算書】
【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	前第３四半期累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
製品売上		
ガス売上	4,782,074	4,932,415
製品売上合計	4,782,074	4,932,415
売上原価		
期首たな卸高	188,996	182,610
当期製品製造原価	124,507	128,194
当期製品仕入高	2,149,489	2,423,451
当期製品自家使用高	13,955	11,794
期末たな卸高	234,565	257,897
売上原価合計	2,214,473	2,464,565
売上総利益	2,567,600	2,467,849
供給販売費	2,494,045	2,205,062
一般管理費	357,466	337,152
供給販売費及び一般管理費	2,851,512	2,542,214
事業損失（△）	△283,911	△74,364
営業雑収益		
受注工事収益	236,209	249,996
器具販売収益	1,110,549	1,144,516
営業雑収益合計	1,346,759	1,394,512
営業雑費用		
受注工事費用	211,256	222,885
器具販売費用	900,535	939,637
営業雑費用合計	1,111,792	1,162,523
附帯事業収益	1,577,575	1,632,910
附帯事業費用	1,785,776	1,718,251
営業利益又は営業損失（△）	△257,146	72,284
営業外収益		
受取利息	332	310
受取配当金	101	116
不動産賃貸料	3,920	6,930
保険配当金	3,364	3,041
受取保険金	1,466	2,483
雑収入	1,032	3,893
営業外収益合計	10,217	16,776
営業外費用		
支払利息	23,185	17,468
営業外費用合計	23,185	17,468
経常利益又は経常損失（△）	△270,114	71,592
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失（△）	△270,114	71,592
法人税等	―	4,000
法人税等調整額	△86,029	23,152
法人税等合計	△86,029	27,152
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△184,084	44,439

【注記事項】

（追加情報）

当社と日本瓦斯株式会社は、平成25年12月20日開催の取締役会において、日本瓦斯株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所において、平成26年３月４日付で上場廃止（最終売買日は平成26年３月３日）となる予定です。

（四半期損益計算書関係）

前第３四半期累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日）及び当第３四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

当社の売上高の大半を占めているガスの販売の性質上、上半期は季節的にガスの不需要期にあたるため上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
減価償却費	1,194,407千円	1,105,910千円
のれんの償却額	16,131	945

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日）

配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月27日 定時株主総会	普通株式	26,484	3.5	平成24年３月31日	平成24年６月28日	利益剰余金
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	26,484	3.5	平成24年９月30日	平成24年11月19日	利益剰余金

Ⅱ　当第３四半期累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月26日 定時株主総会	普通株式	26,484	3.5	平成25年３月31日	平成25年６月27日	利益剰余金
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	26,484	3.5	平成25年９月30日	平成25年11月19日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第３四半期累計期間（自平成24年４月１日　至平成24年12月31日）

	報告セグメント		合計（千円）	調整額（千円）（注）２	四半期損益計算書計上額（千円）（注）３
	都市ガス（千円）	ＬＰガス（千円）			
売上高（注）１					
外部顧客への売上高	6,128,833	1,577,575	7,706,408	－	7,706,408
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	6,128,833	1,577,575	7,706,408	－	7,706,408
セグメント利益又はセグメント損失（△）	275,168	△208,201	66,966	△324,112	△257,146

当第３四半期累計期間（自平成25年４月１日　至平成25年12月31日）

	報告セグメント		合計（千円）	調整額（千円）（注）２	四半期損益計算書計上額（千円）（注）３
	都市ガス（千円）	ＬＰガス（千円）			
売上高（注）１					
外部顧客への売上高	6,326,927	1,632,910	7,959,838	－	7,959,838
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	6,326,927	1,632,910	7,959,838	－	7,959,838
セグメント利益又はセグメント損失（△）	462,988	△85,340	377,648	△305,363	72,284

（注）１．売上高には、営業雑収益及び附帯事業収益を含めております。

２．セグメント利益又はセグメント損失（△）の調整額の内容は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前第３四半期累計期間	当第３四半期累計期間
全社費用※	△324,112	△305,363

※全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又はセグメント損失（△）は、四半期損益計算書の営業利益又は営業損失（△）と調整を行っております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	△24円33銭	5円87銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（千円）	△184,084	44,439
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）（千円）	△184,084	44,439
普通株式の期中平均株式数（千株）	7,566	7,566

（注）潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

平成25年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当による配当金の総額……26,484千円

（ロ）１株当たりの金額……３円50銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成25年11月19日

（注）平成25年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年２月10日

東日本ガス株式会社
　取締役会　御中

協立監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　朝田　潔　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　作花　弘美　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東日本ガス株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第52期事業年度の第３四半期会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東日本ガス株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項
　追加情報に記載されているとおり、会社は平成25年12月20日開催の取締役会において、日本瓦斯株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。
　当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２．四半期財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。